

# 月刊ナレッジ情報

平成24年7月号(vol.3)  
大谷公認会計士事務所

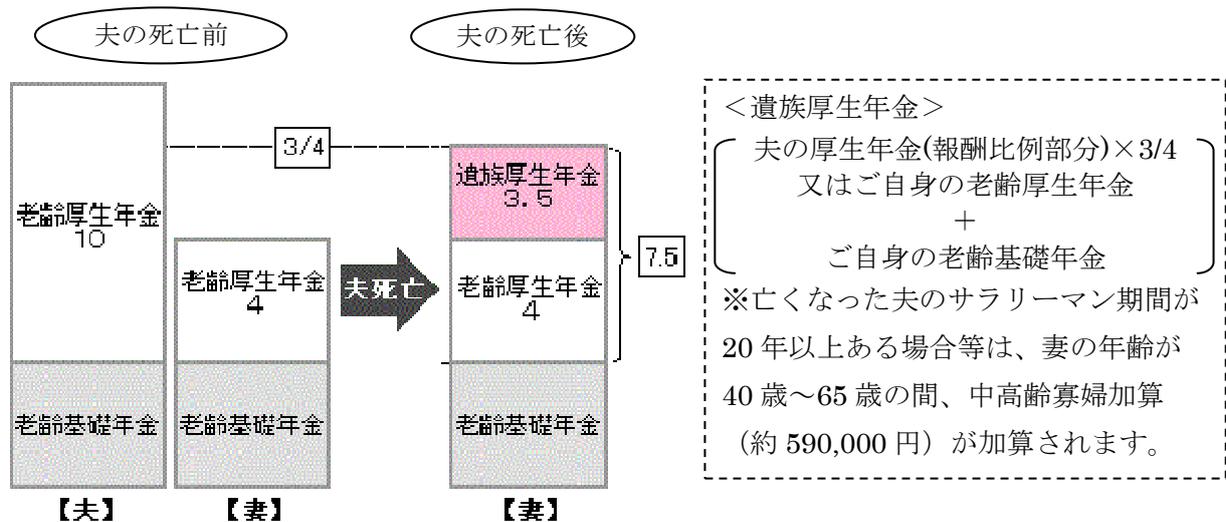
〒600-8439  
京都市下京区室町通五条上る  
シゲトシビル4階  
TEL075-361-7514 FAX075-361-7528  
URL:www.pronet-kyoto.com/ohtani\_web

## 定年退職後の生活設計（妻の遺族年金・基礎年金）

### 1. 妻の遺族年金

サラリーマンの夫が定年退職後に、亡くなった場合に残された妻が受け取れる年金は、以下の図のようになります。

※妻に対しても老齢厚生年金が支給されており又子供は成人していると仮定しています。



### 2. 老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ

#### ①老齢基礎年金の繰上げ

老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たすと、原則65歳から支給開始される老齢基礎年金を60歳から繰上げて年金を受給することができます。

ただし、支給開始年齢を1ヵ月早めるごとに0.5%ずつ年金額が減額されます。

Ex) 繰上げにより60歳から年金を受給する場合⇒減額率は30% (=0.5%×12ヵ月×5年)

支給額が65歳から年金を受給する場合の70%相当額

⇒保険料納付済期間が満額の40年ある人でも、年金額は約554,500円(=792,100円×70%)

受給開始年齢	60歳	65歳
年金の支給率	70%	100%
65歳時累計	3,327,000	792,100
70歳時累計	6,099,500	4,752,600
72歳時累計	7,208,500	6,336,800
75歳時累計	8,872,000	8,713,100
76歳時累計	9,426,500	9,505,200
78歳時累計	10,535,500	11,089,400
80歳時累計	11,644,500	12,673,600

左の表の通り、76歳以降になると、65歳から原則どおり受給していた人の方が年金受取総額が多くなることになります。

又、繰上げを行うと、年金額が一生涯減額される外に、60歳以降国民年金に任意加入ができない、寡婦年金が支給されない、障害年金が原則として受給できないといったデメリットがありますので注意が必要です。

## ②老齢基礎年金の繰下げ

老齢基礎年金の繰下げを行うと、支給開始を1ヵ月遅らせるごとに0.7%、年金額が増額されます。ただし、繰下げを行うためには、1年以上支給開始年齢を遅らせることが必要なので、66歳以降でないとい繰下げの手続きはできません。

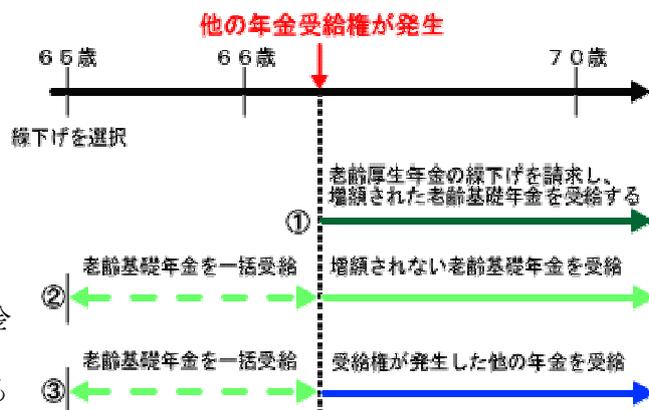
支給開始年齢	65歳	70歳
年金の支給率	100%	142%
70歳時累計	4,752,600	1,124,800
75歳時累計	8,713,100	6,748,800
80歳時累計	12,673,600	12,372,800
81歳時累計	13,456,700	13,497,600
82歳時累計	14,257,800	14,622,400
83歳時累計	15,049,900	15,747,200
85歳時累計	16,634,100	17,996,800

左の表の通り、82歳を過ぎる辺りから、原則65歳からの支給に比べて70歳から繰下げて年金を受け取る方が支給総額は多くなることとなります。

ただし、振替加算を受給できる人が老齢基礎年金の繰下げを行った場合、振替加算も老齢基礎年金が支給されるまで受給することができません。なお、振替加算は増額の対象とされないため、注意が必要です。

また、障害年金や遺族年金を受給している場合は、老齢基礎年金の繰下げを請求することができません。もし、繰下げの請求する予定で66歳以降も老齢基礎年金の裁定請求を行わず待機している間に、他の年金の受給権が発生した場合は、右図の3つの選択肢から受給する年金を選択します。

※振替加算とは、夫に支給されていた加給年金（月刊ナレッジ情報 Vol.2 参照）を妻が65歳に達したことにより妻に付け替えが行われたものになります。なお支給されるのは昭和41年4月1日以前生まれの妻に限られます。



## ③妻の老齢基礎年金の繰上げ・繰下げの選択ポイント

以上のように年金の受取方法には、繰上げするのか、繰下げするのか、原則通り65歳から受給するのか、選択肢が3つあります。

女性の平均寿命は約86歳で男性は約79歳といわれ男性に比べ長生きであるので、老齢基礎年金の受給期間はその分長いと言えます。その為、70歳からの繰下げ支給を行ったとしても、原則の65歳からの支給開始よりも多く支給を受けることが出来ることとなります。

しかし、繰下げを行った場合は65歳から70歳の間年金を受けることが出来ない為、その間の老後資金が十分に確保できていないと選択する事は難しいでしょう。

どの選択肢がいいのかは、年金の受取総額だけでなく、年金以外の収入や貯蓄している老後資金も含めて選択することが大切です。